

# 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント

～公取委・特許庁ガイドライン、「知財と独禁」民事訴訟事例から効果的手法を詳解～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年10月29日(火) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

《開催にあたって》

「知財と独禁」は、標準必須特許をめぐる国際的訴訟案件などをきっかけとして、独禁法分野における最重要論点の一つとしてあらためて注目されています。近年では、様々な民事訴訟事件において、知的財産権行使が独禁法に違反するか否かが争点とされていますので、その概要を理解しておくことは重要であり、公取委の知財ガイドライン改正(2016年)など最新動向を理解しておくことも必要です。本セミナーでは、企業が事業を強くするために担当者が押さえておくべき「知財と独禁」の基本的検討手法や考え方について、公取委ガイドラインも参照しながら整理したうえで、近年の民事訴訟事例を詳解します。

平山法律事務所代表弁護士・九州大学法学部准教授・日本ライセンス協会理事

講師 元・公取委審査専門官(知財タスクフォース等所属) 平山賢太郎氏

講師紹介

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件の主任審査担当官など豊富な審査実務経験を有する独禁法専門弁護士。弁護士復帰後も特許権濫用をめぐる様々な民事訴訟案件に関与しているほか、「知財と独禁」に関して「パテント」「発明」「ジュリスト」等に多数の論稿を公表している。独禁法専門誌 Global Competition Reviewの「40 UNDER 40 2016」(40歳未満の独禁法弁護士40人)に選出された日本唯一の弁護士であり、Chambers Asiaその他国際的ランキングにおいて日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、日本ライセンス協会理事・独禁法ワーキンググループリーダー。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込み、資料代含む ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,200円(本体価格 32,000円) 一般 38,500円(本体価格 35,000円)

191547-0303 (※) 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### 1. 独禁法と知的財産権

- (1) 知的財産法・独禁法の関係 ～「産業の発達」と「公正競争」～
- (2) 独禁法に基づく事案分析の基本的な手法

### 2. 公取委 知的財産ガイドライン(総論)

- (1) 知的財産ガイドラインの構成とアウトライン
- (2) 「白・灰・黒」区分を理解する
- (3) 優越的地位濫用についての注意点

### 3. 公取委 知的財産ガイドライン(行為類型別解説)

- (1) ライセンス拒絶・差止請求(2016年改正)
- (2) 技術の利用範囲を制限する行為
- (3) 技術の利用に条件・制限を付す行為
- (4) 非係争条項・不競争条項
- (5) 研究開発活動の制限・グラントバック

### 4. 共同研究開発と独禁法

- (1) 公取委 共同研究開発ガイドラインのポイント
- (2) 同業他社との共同研究開発
- (3) 異業種間の「オープン・イノベーション」における共同研究開発

### 5. 「知財と独禁」民事訴訟

- (1) 最新民事訴訟事例の類型別解説
  - ・ 特許侵害訴訟提起による競争者取引妨害
  - ・ ライセンス交渉における優越的地位濫用
  - ・ 営業誹謗による競争者取引妨害
- (2) 効果的手法の選択 ～ 差止請求・差止仮処分と損害賠償請求

※講師と同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承下さい。  
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。